

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した
南城市スポーツ少年団等活動ガイドライン

R2.5.21 作成
R3.1.20 更新

1. 実施に当たって

- (1) 各活動の意義や目的に照らし、活動実施の必要性を判断すること。
- (2) 児童（団員等）、保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- (3) 活動に当たっては、児童（団員等）だけにせず、指導者または保護者が活動の実施状況を把握できる体制にすること。
- (4) 活動日毎に児童（団員等）の健康状態を確認できる体制にすること。
- (5) 咳や発熱、風邪等の症状がある場合は、児童（団員等）や指導者、また、同居家族に同様の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- (6) 活動日時や活動内容を予め児童（団員等）や保護者へ周知すること。
- (7) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスの取れた食事を心掛けさせること。
- (8) 活動は、『令和2年度南城市小学校放課後活動ルールブック』を遵守し、行うこと。
- (9) 児童（団員等）・指導者・保護者で当ガイドラインを読み合わせ、感染予防対策を徹底すること。

2. 留意事項

- (1) 「3密（①密閉・②密集・③密接）の場」を徹底的に避ける対応や工夫をすること。
 - ① 密閉：換気の悪い密閉空間への対策
(屋外での実施、入り口や窓を常時広く開ける等こまめな換気など)
 - ② 密集：多くの人が密集することへの対策
(練習メニューの工夫、集合やミーティング等をする際の工夫など)
 - ③ 密接：近距離での会話や発声への対策
(練習メニューの工夫、近距離での会話や大声での発生を避けるなど)
- (2) 活動場所について
 - ① 可能な限り、屋外で実施すること。
 - ② 屋内（体育館等）で実施する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒液の使用を徹底すること。

(3) 活動内容について

- ① 活動停止に伴い、運動不足となっている児童（団員等）もいると考えられるため、活動時間や内容は段階的に取り組むなど工夫すること。
- ② 活動の際は十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担がかかる運動を避けるなど、児童（団員等）の怪我防止等には十分に留意すること。
- ③ 多数の児童（団員等）が集まり呼気が激しくなるような運動、大声を出すような活動等は当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更するなどの工夫をすること。

○密集する活動

（例）多くの人数が密集する活動を避けて、小グループやパートごとの練習を行うなど、練習方法を工夫する。

○近距離で込み合ったり接触したりする場面が多い活動

（例）近距離で組み合ったり接触したりする場面を避けて、手の届かない距離で個人練習をする等の工夫をする。

○向かい合って発声したりする活動

（例）向かい合って発声や演奏する活動を避けて、人がいる方向に口が向かないようにする等の工夫をする。

○集合・ミーティング等を行う場合は、手の届く距離に集まらない等、工夫すること。

(4) 用具等の共用について

- ① 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けること。
- ② 活動で使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童（団員等）間で不必要的使い回しをしないこと。（例）コップ・スクイズボトルの共用は避ける。

(5) マスクの着用について

- ① 児童（団員等）間において飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、屋内での活動等では、できる限り、マスクの着用をすることが望ましい。ただし、水分補給や休憩を取るなどの工夫をすること。
- ② 屋内で十分な距離を取って活動をしている場合は、状況に応じて工夫すること。
- ③ 児童（団員等）については、練習時間以外は、確実にマスクを着用すること。
(指導者・保護者は常時マスクを着用すること。)

④ 活動中にチームで飲食を行う場合は、指導者等の立ち会いのもと、マスクを外す時間を極力短時間に抑え、三密を避けるとともに黙食を指導すること。

(6) 手洗い・うがいについて

① 様々な場所にウイルスが付着していることを想定し、こまめにうがい手洗いを行わせること。※流水と石鹼で手洗いを行わせることが望ましい。

(7) 更衣室の利用・換気等について

① 更衣室等については、短時間の利用とし、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
② ドアノブ等は、適時、共用部分の消毒に努めること。

(8) 帰宅時の注意喚起について

① 密接・密集にならないよう注意喚起すること。(例) 肩を組んで歩くなど
② 活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。
③ マスク着用を促すこと。

3. その他

- (1) 感染者が発生し、学校が臨時休業となる場合は、活動は一切行わないこと。
(2) 児童（団員等）の実態に応じた段階的な実施や、感染拡大防止の観点から、短時間で効果的な活動の実施に積極的に取り組むこと。
(3) 各競技団体から発出されている注意事項等に留意すること。
(4) 当ガイドラインに記載されている内容以外に必要な事項が出てきた場合は、状況や環境に応じて、各団体で対策を講じること。